

令和6年度 鹿島市制施行70周年記念動画制作業務委託 仕様書

1. 業務名

令和6年度 鹿島市制施行70周年記念動画制作業務

2. 目的

令和6年4月1日に市制施行70周年を迎えるにあたり、記念式典等で市の魅力を簡潔に情報共有する目的のため動画を制作する。

これら動画の上映、配信により、未来に向けて市民が郷土愛を育むきっかけにするとともに、認知度向上につなげ、市の魅力を広く発信することで、市内外の多くの人たちに、本市に興味を持ち、訪れるきっかけとなることを目指す。

3. 映像制作物の種類・構成等

- ・市の魅力を市内外に効果的に発信し、浸透させるための動画を制作すること。
- ・動画の時間は2～5分程度とし、70周年にちなみ、自然景観、歴史、伝統、文化、グルメ、人等についての素材を紹介する動画とすること。
- ・10年程度は使用することを踏まえ、時代などにとらわれないような動画とすること。
- ・斬新で独創的な内容とし、既存の枠にとらわれず話題性を持たせ、視聴者を惹きつける動画とすること。
- ・本動画は令和6年10月に開催される国スポの会場で初披露し、令和6年11月に開催する記念式典の際に、市民に向けて上映する。その後YouTube等での配信や、デジタルサイネージ、各種イベント等でも活用する予定。

4. 映像の条件

- ・映像の解像度はフルハイビジョン以上とする。
- ・以下の用途で使用することを想定して動画を制作すること。
ア記念式典での放映のほかYouTubeなどのSNS、市ホームページなどへの掲載
イ移住・観光など各種イベントでの放映
- ・動画中の会話等に対し字幕を付すバージョンと字幕の無いバージョンを制作すること。
- ・映像内に「鹿島市」と表記するなど本市が制作したことを認識できるようにすること。
- ・表現方法は、実写とする。※一部CG等の使用は認めるものとする。

5. 業務内容

(1) 企画・構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に、本市と協議を行い、構成を決定する。決定した内容を基に、脚本やデザイン等を作成する。

(2) 映像作成

企画構成に基づき、必要な動画素材の取材・撮影や調達、作画等を行う。

(3) 編集

動画の編集を行い、必要に応じて音響・BGM・声優等によるセリフ・ナレーション等を効果的に入れる。また、完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設ける。

(4) 調整業務等

制作に関する関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請等を必要に応じて随時行う。場合によっては本市と協力し行う。

(5) 権利確認

成果物及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉、処理に関する業務を契約履行完了までに行う。

6. 著作権

- ・本業務の実施により完成した映像の著作権は、本市に帰属するものとし、利用及び複製、再編集は本市において自由に行うことができるものとする。
- ・タレント起用、音楽等の使用については、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。
- ・著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。

7. 成果品の納入及び委託金の支払いについて

(1) 納品物

①動画を収録したDVD-Video形式のディスク5枚

動画を収録したBlu-ray Disc Movie形式のディスク5枚

- ・上記DVD、Blu-rayにはコピーガードは行わず、発注者がパソコン等により複製できるようにすること。

②4K及びHD品質の動画データ、撮影素材を保存したポータブルハードディスク等の大容量記憶媒体1個

- ・動画データはMP4形式とmov形式の2種類とする。

(2) 納品期限

令和6年9月30日(月)とする。

※参考 国スポ(10月5日~15日) 全障スポ(10月26日~28日)

市制施行70周年記念式典(11月23日)

(3) 支払い

本業務の委託金は、業務完了検査後に一括して支払うものとする。

7. 委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

8 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、破損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9 留意事項

(1) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費の一切を含むものとする。

(2) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、本市と受託者において別途協議の上、対応するものとする。

(3) 受託者は、本仕様に定めのない事項であっても、本市が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(4) 受託者は、本業務に実際に従事する者の雇用に際し、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を遵守すること。